

# 業務指示書

## コートジボワール国内水面養殖再興計画策定プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年2月17日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 下平 俊介 Shimodaira.Shunsuke@jica.go.jp

質問に対する回答： 2016年2月23日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：内水面養殖に係る各種業務経験

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／養殖開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：養殖開発に係る各種業務経験
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：仏語若しくは英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 飼育技術】

- 1) 類似業務の経験：内水面養殖に係る各種業務経験
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：仏語若しくは英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 小規模金融システム】

- 1) 類似業務の経験：小規模金融に係る各種業務経験
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：仏語若しくは英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年3月4日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、アフリカ地域における58%とします。

なお、定率化方式の積算基礎となる現地業務期間中の直接人件費には通訳団員は含まれません。

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

(○) 本業務における直接人件費単価は2016年度単価を上限とします。

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XOF1 = 0.201 円 , US\$1 = 120.300 円 , EUR1 = 131.900 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 3月 9日(水) 14:00～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／養殖開発  
飼育技術  
小規模金融システム

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

35.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年3月18日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
  - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ②業務の実施方針等
  - ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点\*
  - ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
コートジボワール国内水面養殖再興計画策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(36.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/養殖開発	(30.00)	(15.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	6.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	( 9.00 )
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 6.00 )	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 飼育技術	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 小規模金融システム	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

コートジボワール国民にとって、水産物は第一の動物性タンパク源（年間一人当たり消費量 13 キロ）であるとともに、生産、加工、流通等、関連活動従事者の重要な収入創出手段となっていることから、食料安全保障及び水産業振興の観点から、水産物の生産増が求められている。

同国の水産物消費量は年間 304 千トン（2011 年）であるが、水産物の国内生産量は年間約 56 千トンに留まり、278 千トンを輸入に依存している（ただし約 30 千トンを輸出）。国内生産の 93%、約 52 千トンは漁業生産（採捕）、残り 6%、約 3 千トンが養殖による。しかしながら、漁業生産の約 75%を担う零細漁業が対象とする海面漁業は水産資源に余裕が無く、企業型漁業の衰退も進み、同国の漁業生産量は減少傾向にある。今後大きな漁業生産量の増大が見込めない中、政府は養殖による水産物の国内生産増大に大きな期待をかけている。（出典：「畜産・漁業・養殖に関する年次統計報告書（2011）」、動物・水産資源省統計・計画局）

同国では、かつて政府、民間、ドナー関係者により養殖事業が盛んに行われ、技術開発や能力開発、普及活動に力を注ぎ、その生産量は徐々に伸びつつあった。しかしながら 2000 年以降の内戦本格化に伴い養殖活動は中断を余儀なくされ、養殖生産量は減少した。その後 10 年にわたる内戦終結後、養殖の再開を果たした農家の他、商業的に養殖を開始する民間事業者も出ているが、復活できずに養殖池を放棄した養殖家も多い。また、政府研究機関等による養殖技術開発や研究者育成に係る機能回復は十分ではなく、同国の養殖振興の阻害要因となっている。

かかる状況下、政府は 2014 年に「畜産・漁業・養殖振興戦略計画（PSDEPA：2014－2020）」を策定し、養殖生産量の増大を目標とする開発戦略を提示した。本政策を実行に移すためのツールとして、アクションプランや技術普及等に係るガイドラインが必要とされているが、制度、技術、研究、環境等、多様な課題に対し、限られた人材と財政資源の中で、体系的かつ包括的な取組みを行うことは困難な状況にあり、作成に至っていない。更に養殖・漁業局、統計・計画局及びその他の関係者の計画策定、プロジェクト実施及び評価等に係る能力強化が課題となっている。

これらの課題解決のため、コートジボワール政府は日本政府に対し、日本の持つ養殖技術やアジア・アフリカにおける養殖協力の経験及び知見を活用し、同国における養殖振興に必要なツール策定や人材育成を進め、生産性の向上を図るための支援として、「内水面養殖再興計画策定プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を要請した。

要請を受け、JICA は 2015 年 3 月～4 月に詳細計画策定調査団を派遣し、動物・水産資源省との間で協議議事録（M/M）の署名を行った。また、2015 年 12 月には、同省との間で討議議事録（R/D）の署名を行った。

### 2. プロジェクトの概要

#### （1）プロジェクトの目的

コートジボワール共和国において、同国の「畜産・漁業・養殖振興戦略計画（PSDEPA：2014－2020）」の実効性を担保するため、内水面養殖分野のアクションプラン及び技術ガイドラインを策定することにより、養殖セクター関係者の能力強化を図り、内水面養殖生産性向上に向けた具体的な道筋をつけ、養殖産業の振興に寄与する。

#### （2）期待される成果

##### 1）内水面養殖開発アクションプランの策定

- 2) パイロット・プロジェクトの実施
- 3) 技術ガイドラインの策定
- 4) 養殖セクター関係者の能力強化

### (3) 調査項目

#### 1) 基礎情報の収集・確認

既存情報（政策・法律文書、統計データ、JICA の協力で実施した内水面養殖センサス（2014 年）の結果、研究論文等）をレビュー・活用し、ベースライン調査を実施する。主要な確認事項は以下のとおり。

- ① コートジボワール国の内水面養殖に関する詳細なプロフィールの作成（県別養殖事業者数、養殖形態、養殖対象種、養殖池面積、生産量、販売額、販売方法等）
- ② 養殖における課題を技術的及び社会・経済的観点から調査・分析
- ③ 課題解決要件の特定と分析（技術・環境・法律等）

#### 2) アクションプランの策定

上記 1) の調査結果を受けて、第 1 年次に同国の内水面養殖生産性向上に向けた具体的な道筋を示すアクションプランを策定する。同プランの養殖重点分野は、①種苗生産、②餌料開発、③養殖技術、④養殖魚の販売環境、⑤養殖情報・技術・資金へのアクセス/組織・制度改善の 5 分野を設定している。

#### 3) パイロット・プロジェクトの実施及び技術ガイドラインの策定

アクションプランの策定に並行し、第 1 年次後半から第 3 年次前半にかけてアクションプランの主要な課題についてパイロット・プロジェクトを実施する。

技術ガイドラインは、パイロット・プロジェクトの結果に基づいて策定され、養殖生産性向上を実現するために必要な取組方法、秩序ある開発への配慮事項等が示す内容とする。政府機関や他ドナーの支援によって既に取組まれ、有効と判断される技術については、取込み、活用することを検討する。なお、5 つの養殖重点分野の改善に必要な取組みとして、以下の項目が想定される。

##### ① 優良種苗へのアクセス改善

生産性の高い、ホルモンを利用した全雄ティラピア種苗生産技術の導入を図る。優良種苗を生産するため良質な親魚を選定する。これらの技術を中核養殖家に移転するとともに、技術習得した中核養殖家に対する種苗生産に係るライセンス・システムについて検討を行う。

##### ② 優良餌料へのアクセス改善

研修やセミナー等を通し養殖家の餌料関連情報を補強する。入手可能な餌料の種類や輸送距離、経済性等を勘案し販売システムを検討する。また、パイロット・プロジェクトを通し、最適な餌料形態（浮餌、自家製配合餌料、粉餌）について収益性の観点から特定する。

##### ③ 養殖技術改善

ティラピア養殖においては、種苗放養前の池準備工程が重要なことから、その標準化を図るとともに、パラージュ（堰止湖）/池養殖における推奨モデルを開発する。湖水における網生簀養殖については、参入管理の方策と運用規則を技術ガイドラインで示す。

##### ④ 販売環境改善

販売に関連する基本情報（市場、価格、魚種、品質、加工、需給、輸送、保管等）を把握するとともに、これらの情報を養殖家と共有する。ガーナ、ナイジェリアの事例を参考とし、パッケージング、水産加工・販売方法等に関する新たな取組みにより、付加価値向上の方策を検討する。

### ⑤養殖情報・技術・資金へのアクセス/組織・制度改善

公的普及機関の機能強化を検討するとともに、同国に適した研修支援体制を整備する。ベナン、カンボジア等の事例を参考に普及体制について検討を行う。また、内水面養殖業活動を進める上では、種苗、餌料、資機材、流通・販売手段確保等、金融アクセスが重要であることから、融資の諸条件を精査し、適切な融資方法を提案する。

### (4) 対象地域

内水面養殖開発に係るアクションプランの対象地域は、同国全域とする。

パイロット・プロジェクトの対象地域は、内水面養殖のポテンシャルが高い南部地域 (Tonkpi, Haut Sassandra, Marahoue, Gôh, Loh-Djiboua, Indenie Djuablin, Sud Comoé, Grands-Ponts, Agneby-Tiassa, Mé の各州及び Abidjan 特別自治区) とする。パイロット・プロジェクトの実施サイトは、パイロット・プロジェクトの目的、内容、技術要件及び安全情報を十分に精査した上で選定することとし、対象地域の関係者の参加を得ることとする。

### (5) 関係官庁・機関

- 1) 責任機関：動物・水産資源省 (MIRAH)
- 2) 実施機関：動物・水産資源省 養殖・漁業局 (DAP)、計画・統計・プログラム局 (DPSP)
- 3) 協力機関：国立農業研究所

### (6) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

「漁業・養殖技術アドバイザー」(2013年-2016年)

## 3. 業務の目的

本業務は、コートジボワール共和国において、同国の「畜産・漁業・養殖振興戦略計画 (PSDEPA: 2014-2020)」の実効性を担保するため、内水面養殖分野のアクションプラン及び技術ガイドラインを策定することにより、養殖セクター関係者の能力強化を図り、内水面養殖生産性向上に向けた具体的な道筋をつけ、養殖産業の振興に寄与する。

## 4. 業務の範囲

本業務は、2015年12月にJICAとコートジボワール政府との間で署名されたR/Dに基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 基本方針

#### 1) 政策・戦略の実現に向けた協力

PSDEPAでは、養殖振興戦略として野心的な生産数値目標が掲げられているが、その生産量増大への具体的な道筋が示されておらず、概念的な戦略計画に留ま

っている。本プロジェクトでは、その概念的な計画を実現可能な行動計画（アクションプラン）に落とししていくと共に、養殖生産量増大に必要な不可欠な技術や仕組みを本プロジェクトで開発し、実用的な技術ガイドラインとして提示する。また、アクションプランの中の技術的な課題については、パイロット・プロジェクトを通じて、その有効性を実証し、現場で利用可能な技術として確立する。このような知見や成果、経験を政策にフィードバックを再びアクションプランに反映し、適宜改訂していくことなどにより、本プロジェクトは政策面及び技術面の両側面から PSDEPA の実現を推進していくものとする。

## 2) 養殖関係者を含む重要な利害関係者の参加

効果的な養殖開発を進める上で、重要な利害関係者（官民の養殖関係者を含む）が計画策定及び実施プロセスに十分に関与していくことは極めて重要である。プロジェクト活動の実施において、本プロジェクトは、会議、ワークショップ及びセミナーの開催、並びにパイロット・プロジェクトの共同実施を通じて、主要関係者との情報共有を積極的に働きかける。特に、アクションプランは同国の利害関係者が主体となって策定されることが必要不可欠であり、それがアクションプランの実施におけるオーナーシップの確保及び活動の持続性につながっていく。

## 3) 普及可能な技術・システムの構築

技術開発や技術ガイドラインの策定にあたって、特段の前提条件がなくとも普及できる技術やシステム構築を行っていくものとする。特に優良種苗や優良餌料のアクセス改善においては、公的機関に過度の役割を期待するのではなく、民間主体（事業者及び組合）のアクセス改善策を提示していくものとし、必要に応じて組合組織の強化なども実施していく。

## 4) 経済活動（収入源・投資分野）としての養殖振興

パイロット・プロジェクト対象地域においては、養殖業は自給よりも収入を得るための手段としての役割が期待されている。これは当該地域における養殖活動が経済行為として採算性を確保することが求められることを意味する。したがって、本プロジェクトでは経済活動として持続性のある養殖活動の推進に配慮する。

## 5) 民間と政府（行政）の役割分担の明確化

コートジボワール国では公的養殖センターや養殖に係る研究機関は、他ドナーの支援を受けながら活動を再開・継続しているところもある。また、種苗生産やその頒布に関しては養殖組合組織が民間ベースで実施していく準備を行い、NGO が外部資金を集めて技術研修等を行っている。これら官民が実施している活動を尊重しつつ、アクションプランの中では官民の役割についてその方向性を示していくこととする。

## 6) 既存成果・他プロジェクトとの協力

過去に行われたプロジェクトの対象地域では、内水面養殖が振興され、一つの経済分野として確立しているところもある。また、現在実施中の他ドナープロジェクトは、研究分野、普及分野、調査分野など対象分野が異なっている。本プロジェクトではこれら他ドナープロジェクトにも裨益する技術的基盤作りが行われるため、他プロジェクトとの相乗効果を十分に検討し、かつ協力しながらプロジェクトを実施するものとする。

## 7) 広報

本プロジェクトは、単に技術移転を行うものではなくコートジボワールの政策の基盤作りを支援するものである。またパイロット・プロジェクトで得られた成果は、今後同国で普及を促進していく技術や仕組みとなる。このようなことから、プロジェクト関係者のみならず広く本プロジェクトの内容が知れ渡るようプロジェクトの広報を常に心掛けた活動を実施するものとする。

## 8) 「アフリカ養殖振興協力指針」との整合性

本プロジェクトは JICA が 2011 年に策定したサブサハラ養殖振興協力指針を参考に、アフリカ養殖協力の教訓を活かし、協力実施上の留意点に配慮したプロジェクトを実施するものとする。

## (2) 協力対象分野

### 1) 対象魚種・対象範囲

本プロジェクトの対象魚種はティラピアとナマズの内水面養殖とする。但し、ナマズについては、ベースライン調査の分析結果を参考に、本プロジェクトで取扱う種を選定する。

### 2) 重点分野

2015 年 12 月に署名・交換された協議議事録 (M/M) に本プロジェクトで下記 5 つの養殖開発重点分野の改善を優先する旨、記されている。

- ① 優良種苗へのアクセス改善
- ② 優良餌料へのアクセス改善
- ③ 養殖技術改善
- ④ 販売環境改善
- ⑤ 養殖情報・技術へのアクセス/組織・制度改善

## (3) 環境・ジェンダー・栄養

### 1) 環境への影響

PSDEPA によれば、養殖開発においては環境・生物多様性保全に留意し、養殖資源の持続的管理を進めていくことが重要であるとしている。養殖の急速な発展期には、環境や生態系に対する配慮が疎かになり、乱開発を招く恐れもあるため、技術ガイドラインでは予防的対応にも留意する。また、養殖生産量の更なる増加に向けて、網生簀養殖の可能性を探る必要もあるが、環境面における水質の汚染が危惧されることから、参入管理の方策及び運用規則が示された技術ガイドライン（環境モニタリング含む）の整備も視野に入れる。

本事業では、ティラピアの生産性向上のためのホルモンで全雄化した種苗の利用を想定しているが、同国ではホルモン剤の使用規定が定められていないため、適切な使用を促すべく技術ガイドラインを策定し、先方政府が厳格な使用管理を行うことを支援する。

### 2) ジェンダー

養殖事業の大半は男性が担っている一方、流通、販売には女性が多く関わっており、販売環境改善を実施する際には、女性の参画を促すものとする。

### 3) 栄養

我が国のアフリカに対する第一次産業分野の支援では、栄養改善を含めた食料安全保障が重要なテーマになっている。本事業において、養殖魚がコートジボワール国の栄養改善にどのような形で貢献できるかを検討していくものとする。

#### (4) 実施体制

##### 1) カウンターパート及びプロジェクトチーム

本事業のカウンターパートは、DAP 及び DPSP である。アクションプラン策定については、DPSP と十分な協議を実施する。プロジェクトの実施に当たっては、MIRAH が任命するコーディネーターを含むカウンターパートと、日本側コンサルタントチームでプロジェクトチームを構成する。

プロジェクトの実施・運営方針を検討するにあたっては、カウンターパートとの協議・調整を十分に行う。また、プロジェクトの実施プロセスを通じてカウンターパートの育成を図る。

##### 2) プロジェクト調整ユニット

アクションプラン作成及び技術ガイドライン作成についてはプロジェクトチーム外にそれぞれの作業部会を設置する。更に対象地域におけるパイロット・プロジェクトの活動は動物水産資源省地域レベルの普及員を活用する。プロジェクトチームとこれら作業部会、普及員を含めてプロジェクト調整ユニットとする。DAP 局長をユニット長とするこのユニットは、プロジェクトの円滑な実施に資するために、プロジェクト活動の調整・フォロー及びモニタリング等を行うものである。

なお、パイロット・プロジェクトの活動は、前述の普及員、普及機関、NGO、養殖組合等のうち将来の普及活動を実施するにあたりどこも協力して行くかをカウンターパートと検討し、その組織とともに活動を行う。

##### 3) 合同調整委員会設置

動物水産資源省を主要カウンターパート機関・調整役として、「プロジェクト合同調整委員会」を設置する。これらの委員会は、プロジェクトの円滑な実施に資するために、プロジェクトの方針、活動計画及び報告書の承認、フォロー及びモニタリング等を行うものである。合同調整委員会には他の養殖プロジェクトのコーディネーター、民間会社の代表等も参加する予定のところ、委員会においてはこれらの機関との連携の可能性についても検討する。

##### 4) その他の関係者

現在、動物水産資源省には JICA の派遣する水産行政アドバイザーが配属されている。同専門家はコートジボワール国における日本の水産協力のとりまとめを行う立場にあるところ、プロジェクト実施にあたっては同専門家と十分に情報共有・調整を行う。

また、FAO とはサブサハラアフリカ養殖振興において JICA 農村開発部と MOU を締結予定であるところ、締結後は広報の推進や技術交換など積極的な連携を行うものとする。

#### (5) コートジボワール国政府の内水面養殖振興に係る自助努力の促進

コートジボワール国政府は内水面養殖を振興していこうという方針を有しているものの、その実施を担う養殖漁業局、地方普及員や研究所などの実施体制は必ずしも十分ではない。プロジェクト終了後、活動の成果を拡大していくためにはこれら機関の強化が必要不可欠であるところ、コートジボワール国政府に対してプロジェクト期間を通じて実施体制の強化、人員・予算の確保について働きかける。



(6) 既存の養殖プログラム・プロジェクトとの連携・協調

コートジボワール国ではドナーや政府により養殖に関連したプログラム・プロジェクトが実施されているところ、これらと効果的な連携が図れるよう、関係者と情報共有・意見交換を実施していくことが重要である。本プロジェクトでは養殖に関連する他のプログラム・プロジェクトの実施状況について常に最新の情報を入手し、連携の可能性について検討する。

## 6. 業務の内容

### (1) 業務概要

本事業は、①ベースライン調査、②アクションプラン作成、③パイロット・プロジェクト、④技術ガイドライン策定の4段階の活動を行う。具体的には、ベースライン調査の分析結果により、コートジボワール国 PSDEPA の実効性の担保のためのアクションプランを作成し、その中の重点課題についてパイロット・プロジェクトを通して実現の方策を示し、その結果を技術ガイドラインに反映する。

「5. 実施方針及び留意事項(1)」に記したとおり、本事業ではコートジボワール政府の養殖振興政策の実現に向けた具体的道筋を示し、養殖振興の基礎を固めていくものである。

### (2) 事前準備(国内作業)及びインセプションレポートの説明・協議

#### 1) 関連資料・情報の収集・分析等

JICA 提供資料を含む既存の関連資料、情報、データ等を整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

#### 2) インセプションレポートの作成

上記の結果を取纏めてインセプションレポート(案)を作成する。JICA に対し、インセプションレポート(案)を説明し、必要に応じて加筆修正を行う。

#### 3) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを実施機関等に説明・協議し、基本的了解を得る。また、事業実施体制や実施機関との責任分担等について確認を行う。必要に応じて、カウンターパートを一堂に集めたワークショップ開催をする。

### (3) ベースライン調査

コートジボワール国全域を対象にベースライン調査を実施し、社会状況や内水面養殖の現状、支援ニーズ等を取纏め、アクションプランの策定及び支援対象中核養殖家、支援対象市、パイロット・プロジェクトテーマ選定の資料とする。調査項目によっては、既存の情報の収集・取纏めにより対応することも検討し、効率的な調査を心掛ける。

調査目的、項目は以下のとおり。項目の追加、変更の必要があると思われるものは、理由も合せてプロポーザルの中で提案すること。調査結果は取纏めてレポートとして提出する

#### 1) 目的

①農村部の社会背景を把握する(活動実施時の使用言語や伝統社会に対する配慮事項等を確認する)。

②対象地域における内水面養殖の現状と課題を把握し、プロジェクト活動の詳細を決定する上での参考とする。

③他ドナー、NGO 及び関係機関の活動状況を確認し、連携の可能性を検討する。

## 2) 調査項目

### ①一般状況

- ・ 自然環境  
気候、植生、土壌等
- ・ 社会環境  
人口、人口密度、人口構成、民族構成、宗教、主要言語、家族構成、男女構成、就学率、識字率等
- ・ 生活基盤の状況  
教育、保健衛生、電気、電話、テレビ・ラジオの普及等
- ・ 経済基盤の状況  
職業、家計、土地所有等
- ・ その他必要な項目

### ②内水面養殖の概況、問題点等

- ・ 内水面養殖の基礎情報
  - 養殖経営体数とその地理的分布
  - 養殖形態規模構成
  - 養殖施設の稼働状況
  - 養殖生産量(魚種別)
  - 種苗生産施設と生産量
  - 既存餌料生産施設と潜在的生産施設(家畜用飼料生産施設など)
  - 普及可能な既存の養殖技術
  - 水産物流通の状況(インフォーマルな水産物輸出入も含む)
- ・ 行政の状況
  - 養殖に関する政策
  - 動物水産資源省の概要
  - 研究機関、普及機関の概要と現況
  - 対象地域の養殖普及活動の状況
- ・ 生産者の状況
  - 社会状況:家族構成、男女の役割、利害関係者(種苗生産者、中間流通業者)との関係等
  - 経済状況:養殖収入及び養殖外収入、養殖資材購入(購入額、量、時期)、資金調達、販売状況(金額、量、アクセス)、支出項目等
  - 生産者組合:組合の活動状況、活動内容、財務状況、養殖家の信頼度等

### ③他ドナー、NGO、養殖組合の内水面養殖における活動状況

## 2) インセプションレポートの作成

上記の結果を取纏めてインセプションレポート(案)を作成する。JICA に対し、インセプションレポート(案)を説明し、必要に応じて加筆修正を行う。

## 3) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを実施機関等に説明・協議し、基本的了解を得る。また、事業実施体制や実施機関との責任分担等について確認を行う。必要に応

じ、カウンターパートを一堂に集めたワークショップ開催をする。

#### (4) 活動詳細・指標の決定

ベースライン調査の結果を踏まえ、カウンターパート機関と協議を行い、パイロット・プロジェクトの対象地域、テーマ等、活動の詳細計画を作成する。その後、合同調整委員会を開催し、ベースライン調査結果の発表を行うとともに、プロジェクト活動計画の承認を得る。

詳細計画策定調査の M/M に示された養殖開発重点分野は、今後のコートジボワール養殖振興の基礎となる分野であり、発展の鍵となる技術が多数含まれていることから、5 分野全てにおいて取組みを行っていくこととする。

#### (5) 内水面養殖振興アクションプランの作成

ベースライン調査結果及び既存情報を分析し、カウンターパート機関とともにアクションプラン作業部会（仮称）を立上げの上、アクションプラン案の作成を行う。同案は PSDEPA 実現のための具体的かつ実効性のあるアクションプランとなる様、留意する。原案作成後ワークショップを開催し、関係者からの意見を聴取し必要に応じて改訂し、技術承認を踏まえ、政府承認を得るための支援を行う。

アクションプランは第 1 年次に策定し承認を得るものとし、その実証のためにパイロット・プロジェクトを実施する。事業終了時、パイロット・プロジェクトの実施結果等を踏まえた改訂案を策定し、政府承認を得るための支援を行う。

#### (6) パイロット・プロジェクトの実施

合同調整委員会により決定されたパイロット・プロジェクトを開始する。

パイロット・プロジェクトについては、コートジボワール国の内水面養殖の実情に適した技術の開発を行い、アクションプラン及び技術ガイドラインの技術的検証を行うものとする。パイロット・プロジェクトのテーマにより他の機関や NGO に委託した方が効率的と判断されるものについては委託も可能。

養殖開発重点分野④の販売環境改善については、ベースライン調査及びプロジェクトが行う現場踏査の結果によっては、パイロット・プロジェクトの実施は必須としない。

#### (7) 技術ガイドラインの作成

上記活動の結果を踏まえ技術ガイドラインの分野・内容を特定し、作成する。現段階では、ホルモン使用、閉鎖水域における養殖等が想定される。技術ガイドラインの作成は、プロジェクトチームの指導のもと、カウンターパート機関とともに技術ガイドライン作業部会（仮称）作業部会（仮称）を立上げの上、作成する。

技術ガイドラインは、プロジェクト終了後、カウンターパート自身でガイドラインの追加作成・改定ができる様なものとする。

同ガイドラインはパイロット・プロジェクトの結果等を踏まえて、プロジェクト期間中、順次改訂して行くこととする。

#### (8) 招聘・研修の実施

本事業では、第 1 年次にカウンターパート機関高官の本邦招聘を計画しており、

計画策定、実施、受入に際しての支援を行うこと。

また、各年次 2 名程度の内包化研修を実施する。対象国及び研修内容は以下の例示を参考に、事業計画に応じ、必要な対象国及び研修内容を提案すること。

- ・日本（政策、養殖技術、組織化、餌料等）
- ・ベナン（養殖技術、組織化等）
- ・ガーナ、ナイジェリア（政策、餌料、流通等）
- ・エジプト（養殖技術等）
- ・カンボジア（養殖技術等）
- ・タイ（養殖技術等）

#### (9) セミナー、ワークショップの開催

以下のとおり、セミナー及びワークショップを開催する。

##### 1) 活動共有セミナー

第1年次の活動・成果を共有するためのセミナーを、アビジャンで開催する。本セミナーの目的は、プロジェクトの関係者に案件を周知し、今後の協力を広く呼びかけるとともに、マスメディアを通して広報を図ることである。セミナーは、合同調整委員会メンバー、他の養殖関係ドナー、NGO 等を対象として開催する。また、可能であれば、他ドナーとの共同開催を検討する。なお、開催時期、方法等詳細については、養殖水産局との協議を通じて決定する

##### 2) アクションプラン及び技術ガイドラインの技術承認ワークショップ

上記(5)、(7)で策定するアクションプラン及び技術ガイドラインの技術承認を得るためのワークショップを開催する。ワークショップは、プロジェクト関係者だけではなく、地方公共団体関係者、NGO、研究機関、民間養殖会社、他ドナー等も対象として開催する。

##### 3) 最終セミナー

プロジェクトの成果をコートジボワール国関係者に広く広報するため、アビジャンにおいて最終セミナーを開催する。セミナーは、プロジェクト関係者だけではなく、地方公共団体関係者、NGO、研究機関、民間養殖会社、他ドナー等も対象として開催する。なお、開催時期、方法等の詳細については、先方機関との協議を通じて決定する。

#### (10) ドラフト・ファイナルレポートの作成、説明、協議

全ての業務成果をドラフト・ファイナルレポートとして取纏め、先方実施機関等に説明・協議し、基本的了解を得る。

#### (11) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA 及び先方実施機関等のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

## 7. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

成果品の使用権は、JICA に帰属し、許可なく他に引用または転用してはならない。

#### 1) インセプションレポート

記載事項：業務の背景、経緯、目的、実施方針、内容（成果、活動、手法及び全体概念図）、作業工程、要員計画、実施体制、提出する報告書、便宜供与依頼、技術移転実施計画、付属資料、等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：和文 10 部（簡易製本）、仏文 25 部（簡易製本）、CD-ROM 3 部

#### 2) プロジェクト事業進捗報告書

記載事項：事業開始からのプロジェクト進捗状況、業務実施方法、等

提出時期：調査開始後 12 カ月、24 カ月後を目安

部 数：和文 10 部（簡易製本）、仏文 25 部（簡易製本）、CD-ROM 3 部

#### 3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：現地業務終了前 2 カ月

部 数：和文 10 部（簡易製本）、仏文 25 部（簡易製本）、和文要約版 3 部（簡易製本）、CD-ROM 3 部

#### 4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するコートジボワール側及び JICA 側コメント提出から 1 カ月以内

和文 10 部（製本）、仏文 25 部（製本）、和文要約版 3 部（製本）、CD-ROM 3 部

### (2) その他の報告書類

#### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）、CD-ROM 2 部

#### 2) ベースライン調査報告書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：業務開始後 6 カ月後を目途

部 数：和文 10 部（製本）、仏文 25 部（製本）、和文要約版 3 部（製本）、CD-ROM 3 部

#### 3) 業務完了報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込等について、記録として残しておくための報告書。

記載事項：

①ファイナルレポートの概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

- ④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）
- ⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込等）
- ⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

- a) 業務フローチャート
- b) 業務人月表
- c) 研修員受入実績
- d) 調査用資機材実績（引渡リスト含む）
- e) 合同調整委員会議事録等
- f) その他調査活動実績
- g) 技術協力成果品
- h) 広報用資料
- i) その他収集資料

提出時期：業務終了時

部 数：和文5部（簡易製本）

### （3）その他の作成資料

プロジェクト活動の国内外における広報への活用を目的に、プロジェクト開始時にパンフレット、プロジェクト終了時に案件概要書を作成する。これらの文書は英・仏・和の3言語で作成する。

また、プロジェクト活動で収集した資料や開発した技術ガイドライン、フォーマット類を提出する。電子データを併せて提出する。

- 1) 広報用資料
- 2) 内水面養殖技術ガイドライン（各種）
- 3) その他研修教材、セミナー配布資料、広報素材、等

### （4）報告書作成に係る留意事項

#### 1) 報告書の仕様

ファイナルレポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。

報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照すること。

#### 2) 報告書の形式・説明

- ①各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ②図や表を活用すること。
- ③仏文・英文・現地語等、外国語で作成する報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ④各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の項に記載すること。報告書が主報告書と資料編の分冊形式に

なる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫すること。

(5) その他の提出物

1) 議事録等

プロジェクト計画や実施体制に関し、先方政府と重要な協議を実施した際には、議事録を作成し、JICA 農村開発部に速やかに提出する。

2) 業務報告書（月報）

規定により業務日誌を添付した月例の業務報告書を、翌月 15 日までに提出する。

3) 先方政府への提出文書（写）

先方政府への提出文書は、その写しを JICA へ速やかに送付する。

4) その他

以上の他、JICA が必要と認め提出を求めたものについて提出する。

上記（5）、（7）で策定するアクションプラン及び技術ガイドラインの技術承認を得るためのワークショップを開催する。ワークショップは、プロジェクト関係者だけではなく、地方公共団体関係者、NGO、研究機関、民間養殖会社、他ドナー等も対象として開催する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

事業の全体期間は、2016年4月上旬から2019年4月下旬までとし、第1年次から第3年次までの契約に分割する。

第1年次は、2016年4月上旬より業務を開始し、2016年4月下旬を目途にインテリムレポートを提出する。

2018年12月中旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2019年1月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目安

合計 約120.0M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示すが、複数分野の兼務も可とする。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、下記の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

なお、プロジェクト活動が中断することないようにプロジェクト実施期間中を通じて、最低1名の団員が現地に滞在し、事業の進捗を管理できるよう配置を検討すること。

- 1) 総括／養殖開発（1号）
- 2) 飼育技術（2号）
- 3) 親魚管理／種苗生産
- 4) 餌料開発・流通
- 5) 養殖施設
- 6) マーケティング
- 7) 小規模金融システム（2号）
- 8) 組織強化
- 9) 研修計画
- 10) 業務調整

##### (3) 通訳の備上

本業務において、現地にて通訳（仏語－英語または仏語－日本語）を備上することを認める。なお、通訳の人月数は、上記業務量の目途には含まれない。

#### 3. 相手国の便宜供与

M/M及びR/Dを参照のこと。



#### 4. 配布資料及び閲覧資料

##### (1) 配布資料

- 1) 詳細計画策定調査報告書 (案)
- 2) M/M、R/D
- 3) 「アフリカ養殖振興協力指針」(JICA 農村開発部)

#### 5. 機材

##### (1) 車両

プロジェクト活動用の車両として、四輪駆動車3台を貸与する(内1台はピックアップタイプを予定)。必要となる燃料費については見積りに計上すること。貸与車両に加え車両の使用が必要な場合には、車輛備上費を見積りに計上すること。

##### (2) 資機材、事務機器

プロジェクト活動に必要な資機材及び事務機器を見積りに計上すること。機材調達にあたっては、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行うこと。

##### (3) 資機材の追加、変更等

#### 6. 現地再委託

ベースライン調査及びパイロット・プロジェクトの一部については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法を記載し、上記以外に再委託が必要な項目についてはプロポーザルにて提案すること。なお、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

ベースライン調査及びパイロット・プロジェクトに係る再委託費用として、第1年次にベースライン調査2,000千円及び再委託費用3,000千円、第2年次及び第3年次に再委託費用各3,000千円を計上すること。

#### 7. 招聘、本邦・第三国研修

「第2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容」に記されたカウンターパート機関高官の本邦招聘に係る計画策定、実施、受入支援、及び各年次2名程度の内包化研修の実施に係る業務は、上記2.(1)に示された業務量の目安に含めることとする。

#### 8. セミナー、ワークショップ

「第2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容」に記されたセミナー及びワークショップの費用として、見積りに400千円を計上すること。

#### 9. プロジェクトモニタリング、評価

本事業は、カウンターパート機関とともにモニタリングフォームを策定し、合同で事業進捗を確認する。

中間レビュー（事業開始後1年経過後）及び終了時評価（事業終了前4カ月頃）の実施に際しては、活動結果の取纏めや情報提供等の協力を行う。評価結果において指摘された課題や提言に対処する。

#### 10. プロポーザルにおいて提案する事項

「第2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容」に記載されている活動のうち、コンサルタントは特に以下の事項に関し、具体的な内容についてプロポーザルにおいて提案すること。

##### (1) アクションプランの重要課題に係る実証試験

「2. プロジェクトの概要 (3) 調査項目 1) 基礎情報の収集・確認」のとおり、「種苗生産技術」「餌料開発」「養殖技術」「養殖魚の販売環境の改善」「養殖情報・技術環境へのアクセス/組織強化・制度改善」について改善を行う必要があることで先方関係者と基本合意を得ている。これら5つの重点分野について、本プロジェクトで想定する実証試験の計画案（アプローチ案）は参考資料「コートジボワール国内水面養殖振再興計画策定プロジェクト」詳細計画策定調査報告書の表3-3の通りである。これら計画案について実施の妥当性を検討すると共に適宜選択と集中を行い、具体的な技術開発手法について提案する。また、それらテーマ以外に実証試験で取り組むべきテーマがあれば、併せて提案する。

##### (2) アクションプランの概要

コートジボワール政府はPSDEPAの実効性を担保し、具現化させるためのアクションプランの作成を求めている。現段階で持ち合わせる情報をもとにアクションプランの概要及びコンセプトを提案する。

##### (3) 技術ガイドラインの概要

アクションプランの作成後、重点分野に係る実証試験が実施され、その結果に基づく技術ガイドラインの作成が予定されている。現段階で想定される技術ガイドラインの種類とその概要を提案する。また、技術ガイドラインの作成に当たっては、実施機関のみならず他の機関の協力や承認を仰ぐことも考えられる。ガイドライン作成の手順について提案する。

##### (4) ティラピア及びナマズ養殖の課題と対応

本プロジェクトでは、「経済活動としての養殖振興」を目指しているが、対象魚種として想定されるティラピア及びナマズ養殖の振興に関し、収益性確保のために必要とされる工夫や取組につき、具体的な提案を行う。

#### 11. その他の留意事項

##### (1) 複数年度契約

本業務においては、各契約において、年度を跨がる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨がる現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ご

との精算は必要ない。

## (2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所、在コートジボワール国日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

## (3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

